

成
形
圖
說

農
事
寄
十

特 別
= |
2442
10



三ノ
2442
10

小野岡
氏藏書

成形圖說卷之十
目録

御廩
假貸

成形圖說卷之十

昭和十八年
一月二十七日
購求

多日 積蓄 史蔡澤傳

廩蓄 唐劉蕡傳

儲胥 前漢楊雄傳註有儲

蓄以待所須也○字
典儲胥猶言御苑

蕃名ホー ルラアドコールン

宣化天皇詔曰海表之國候潮水以來賓望天雲而奉貢自

胎中之帝泊于朕身收蔵穀稼蓄積儲糧遥設凶年厚饗良

賢安國之方更無過此今あらしハ隅の陸よあるまで雲

なれかゞやくとのこもく四ノ海のかれにおよひ使鏡

ふと國七とまらて牛と好ち馬と息ふたあしハかこ

がる魚くとあし受て定ておほくかこといやまひ煙

城屋ておほんきうくと控あしの海あしと遇あひ

ぬらうと語うハそおほむあと思ひ志しむあやば夫

源と開き流と通ゆるハ財と生の大過あして用と節ハ

し蓄と禁しむハ帝王乃み酒とや年極大晦ハ凶月元

日より志れゆる事あれとも元節の事ハ大つあとも小

まじりてハやうく一年の計ハ春をむりさるは一

生の計ハ即今をまりとせしむる也 直ん後部り元日の

もふりやそむるも 影は陰のよとやハ

乃時よあしあしむりの事あしと今日乃よよそ在る

とより古語よ富足生於儉約貧困起於奢侈とつり干

里の遠よあるハ一歩より進む江流ハ小き流の積ゆる

仁德天皇
 削心約志
 從事乎無
 為焉宮垣
 崩而不造
 茅茨壞以
 不葺是後
 風雨順時
 五穀豐穰
 三稔之間
 黔首富饒
 里無繻寡
 家有餘儲
 頌德既滿
 炊煙亦繁
 新子載集
 仁德帝廟



又渴
 之大
 焉
 後守多天皇
 之
 民の
 窻乃
 烟
 ちんや
 我國の
 ころ

ハ主恩と雖ん為よりハ農工商ハ又母より又ハ貧乏と
墜し破られしとせしむるあはれ士君子の道と云ふ
とこの及ばぬをゆふせしむる為ありきと云ふは各藩鄙
へ偏るとのハ金浪と修計と貯へ巨萬と要領とを饜
と云ふと云ふ位ハまづ皆合せてよかざし何れ
らハさも何れハあまも不精ハいふ一づこハ義理の
屬と云ふ免と減はもとに後ハ不義と云ふ義と云ふ
とと終身金浪利取の為よいと誇し人生百年と期
と云く千歳の壽と抱き必ハ徒と草木と同一く枯落し
て後己との多し小人めとの吝嗇と儉約との境と踏

ちりて炭と稗米と穀とて積粟朽貫るちとあれども
人の急難と郵まは私の安便のハ金食るちり都良香
記ハ凡情の愚ある只世路とつあがれて惑の上ハ醉
と云し碑の裏にまをさし墓の中ハ死をまをさし
るむり一松水汲ふち兵糧用金を多門乃城と貯つ
て何時いふれらる愛阿りてと氣をいふちとあり
と御氏せよとまわつてつ時は滅亡を招りつるごとく
鹿臺の財鉅橋乃窠と壑時のふぬまは焦土の炭焚とな
しゆりまはゆらむや齊明紀ハ大起倉庫積聚民財長穿
渠水損費公糧ハ政の失あり史記ハ孫弘常称以為人主

其奉養公顧て其職分より遠く去りて天下何もの人か其
所を以て若くは人なりとて宋范希文嘗自言吾毎
夜就寝為計一日飲食奉養之費及晝所為之事若相稱之
則軒睡熟寐無復愧耻苟或不然終夜不能安枕と云ん
るに貧しければ時無きものさじん事な難ましく人よと
斥責をけましと矢張りあつるものなるやぬ胡魚
夕菜の管はへ烟くちうぐくむの火むくこのこが
れつ親子弟妻とみの日難乃服もて子足暖あ
ぐ夏の夜ハ蚊害火のいづりにあしうむる者い
くちと修約せはくおんも有るものも修約と云ん

富けは僅に五十とせの受けうまむと只衣々の食の
子傳ぐとく奪と忠の懐と會てあはぬしの命とつと
ちりかゝはものよハ何の儲蓄とらきけらるる古語
禮義生於富足盜竊起於貧困とも又衣食足而知榮辱倉
粟實而知禮節と管夷吾のいしるるおとやいふ
此田義倉乃儲はかゝは富きものたるめ貧乏則し急
救ふの用意ありて式に調急田ともありしと云
の中をなす困窮されハ千美人のほは編く賑給
しぬるやハあはよりのとも乃痛うぬおとも急自
下より賑給の態もあり又ハあるまじきおとて世を

歸對梨渦却有情世上無如人欲險幾人到此誤平生又哥
子陸藝の安達の事引志ありて物よたどれぬあゝろ
とゞか○井田類説云三年耕則餘一年之蓄故三年有成
成此功也故王者三載考績九年耕餘三年之食進業曰登
故三考黜陟再登曰平餘六年食三登曰太平二十七歲餘
九年食然後至德流洽禮樂成焉禮王制曰國無九年之蓄
曰不足無六年之蓄曰急無三年之蓄曰國非其國也又曰
三年耕必有一年之食九年耕必有三年之食以三十年之
通制國用雖有凶旱水溢人無菜色然後天子食日舉以樂
といつる事と平世をさるる年より歎まはるる九年の事と

と不足とさるる事とあはれはゆるしとせらるるめは利りよ
ゆきとゆきとあはれはゆるしとせらるるめは利りよ
比として湯武ハ正直ニ諫者ト愛して國治つるは樂討ハ
何事も流るるも左根とけりつるはと迫て何と畏し
とらるるも周礼朝ハ治言多く治朝ハ亂言多しと
て亂朝ハ吾人國法を平とのと使ひ唱へ治朝ハ上
下相違て叛亂と防くの言多しとつて天災地變ハ流
ゆきとゆきとあはれはゆるしとせらるるめは利りよ
事よとつて治朝ハ保十七天子の歲西海道ハ疫
癘と歎憐よ事よ小倉の内男女七千人死疫候あり肥

前代智の内男女十二万四口の疫候死あり又前新國内
 凡二十六万七千八百餘口の中男女疫候の死人口六
 千七百二十口と記す亦とや其上より同十八年冬五
 の夏六月頃より秋の半まで日本國中一統に疫候流
 行て大坂三河の市中より一風と煩ふ者凡二千三
 万七千四百十五人と點檢せしとや其時分の米價一
 俵百十四文乃得滿ありしといふ是等降喪饑饉之賊
 るがごとく未嘗有る大荒を以てかゝる人皆は
 疫候よ打きて疾疫の患風青氣のわくわくし來てハ米穀
 とおのつらう不熟しとそれ故浮草道僅相室海壑了

顛轉（目ツク）しありきなと文よとていハ誠よんて天澄よ
 傷（イ）志（イ）ゆるさるるやとていハ天子法度よと
 といは備荒待凶の候時ありと宮よ古今不易の政よ
 てとて又第一あは軍實ハあてては緊要の事よと
 云いある神武紀よ備舟楫蓄兵糧ととていハ兵食と
 是し給ふとての制此よ始と承るる也し宣化紀曰修造
 官家郡律之口聚移散在之屯倉須要以備非常永為民命
 天智紀修高安城積穀與塩元正紀曰用兵之要衣食為本
 鎮無儲糧何堪固守募民出穀運輸鎮可程道遠近為差委
 輸以遠二千斛次三千斛近四千斛授外役五位下其六位

以下至八位已上隨程遠近運穀多少亦各有差云々兵法
云興師十萬日費千金と平壤録に豐大尙ら朝鮮征せ
られし時明軍救朝鮮之後四年間凡用餉銀八百餘萬兩
火藥器械馬足不與と云ふやう四年の間おしとて
支用かくのおとし而天下の費と償ふは是は陸軍に他
國へ出れむかへしとらふべし建武のむら陸奥國司
源頭家府兵十餘萬と率い遠く京まゝ攻より治り
城をなやと數萬の兵糧輜重にゆきられしと云ふ
中付る民部式曰凡太宰府蕃客儲米三千八百四十石若
經年致損便充公用廻舊改新且事其修理府中館舍料福

四万束毎年出舉六國取其息利充用若利滿一万束者停
舉西藩のこもき諸藩邊要ら地ふれと雖小缺蓄と云ら
れり孝謙紀に日向大隅薩摩等檢定船一百二十一隻
兵士一萬二千五百人子弟六十二人水手四千九百二十
人皆免三年田租悉赴弓馬兼調習五行之陳其所遣兵士
者便造兵器是異賊防禦の爲めして三年の田租免さ
れと災に備へ兵士足らぬ事と云ふ或曰太平
に武はととと云ふハ軍陣の中は恒に講と云ふの
よあはれはととと云ふ事の或は出まると不測に災難とい
ふ武ハ不測に災難に備へるを講と云ふの道と免んとし

と掛ぢて高のまを謝つけ...
あり浮きよても山本助助ハ一生のまを五十九年...
濃きハ六七十年の氣藏あり...
十の氣の多負にわも...
と多きハ切あまてハ血...
よりといつとあ...
の垂るちとて...
りれハ後の息多あり...
下しといつり此ハ氣の張の...
ハ氣張といつり此ハ氣の張の...
益減を一生を減して...
難もれハ人參を加味して...
氣湯參湯湯と...
人參まで茶洲の...
ハ此病ハ切あまて...
あまて...
門ハあて...
目々ハ息多あり...
竟心氣柔弱におと...

と十五胃とある金...
てと...
ハ千尋の...
とさハ忽...
様あり又...
後陰氣...
里又馬牛狗鹿...
ま...
く...
ゆ...
滞...
と...
た...
き...
て...
直日神直日平...
以直養氣...
おり...
まぬ...
ぬれ...

なうあどく己と接しんらんハカもあきと國賊の徒
るべし過る楠石論あどくして正成初大石良相事
流とといろいろその世ハ出しや凡治朝あし
乱五乃事と評論せんハ何れもあつたはどしそんを
してき切一居つてきまを執あん時ハ一日と孤墮子嬰
て日存國中と門あての軍ハ切しとおあつてき夫お分
カ我乃士志より少くはといつとも危難ハ遭て身
と被ぞ戰場へ降て深く討死せし人ハ後世ハ感字せ
るハ何れぞ西土あてと國母の御座ハて下ハ編く孔明
ハともあつたはんよ討死すも容易ハともいふまてあ

義節操日月と並の懸う千載の下まぐごくそんと仰
慕するハ何れや淺見氏遺言海家ハ後醍醐帝既ハ隱
岐國ハ北狩しむいしうば官軍悪く逃亡して海と傍
何と期つてもあつたは成ゆかり物もやば流城し
て利害の爲よそ志を屈せられさうしんを遂げし
あれしうの用武集創の時天下ハ統一統用ハ追得せるハ何
夷叔林の之首陽山ハ係れや一夫正夫あれども百世の
下そんとあつたは見え凜字として身のもよごらて覺え
るハ天性人の氣立ハ感ある況ぞ日本詩撰梁田邦美
う詩ハ黄鉞風生鉄馬飛獨憐義士魂戎衣華山他日春烟

縁不及首陽崑崙、微況や楠公父子兄弟相繼て三代忠貞
 子篤く節孝一門子萃る所謂戰場に於て忘三あるの比
 子何ぞぞ平世士きるもの、女嫁に交り妻子は保ちく
 うちどの賢者も積貯あるとも、學問武藝の職業と勤て
 生理の明子見道に達せざれば、忠孝の要果も施す所
 し、是日事あるの時に際を待てん、小何とに國君の恩徳
 と被るもなき、庶きぞとの、ふきらん者ハ必成たしむ
 より大なるきくくくハ、あはれは、凡そ事の時ハ、情
 手用金の係故とせ、上つて、後をきく武故に、かされる番に
 物頭ハ、あて劣者とも、切を必きく散官閑職と了、官ちが

つる、あはれ、伊勢氏曰、玉將金銀と各番と、れハ、諸士質
 窮て利欲の情起り、漏洩の志、あはれ、あはれ、武具の修
 復ハ、亦おろせり、あり、儉約ハ、武備の基、あはれ、各番ハ、武備
 の害あり、儉約と各番との、差、あはれ、子、津、は、分、と、つり
 凡そ、きく、ん、者、武具のおハ、是、財、貯、て、も、如、あはれ、ど、財、の、修
 カ、あはれ、は、具、是、と、儲、く、し、他、日、事、あ、る、子、際、て、修、り、武、具、
 と、お、ん、と、し、て、ハ、平、世、の、や、う、に、最、安、か、る、ま、し、珍、當、を、修、
 治、し、後、を、き、は、大、き、く、時、を、れ、ま、い、つ、れ、て、お、く、れ、と、
 どの、なり、又、馬、の、口、取、中、間、と、ハ、戦、場、ま、て、と、束、被、着、板、
 の、あ、は、れ、具、是、よ、ハ、及、び、し、つ、ハ、不、仁、な、り、矢、石、刀、槍、の、
 中、一、何、と、て、具、是、と、穿、む、子、傷、く、も、ま、し、は、具、是、豪、具、是、
 て、と、製、造、し、し、後、を、き、あ、は、れ、紙、甲、と、あ、は、れ、濡、せ、は、清、丸、と、
 防、く、子、是、ま、り、但、邊、世、紙、と、ん、皮、子、質、て、濡、し、し、人、は、敗、
 の、何、り、よ、く、賞、賜、し、て、志、何、と、誰、あ、べ、く、これ、の、望、別、を、
 て、矢、石、ま、て、と、遠、ら、ぬ、程、あ、は、れ、つ、ま、し、き、あ、り、新、安、
 手、簡、と、和、蘭、人、ハ、小、勢、ま、て、美、玉、と、持、行、ら、る、子、甲、冑、の、用、



二万此
みき孫ハ
屋地舎と
はむ



文應元
年大嘗
會備中國稻
春歌
行家
むき
神乃
種争れ
因乃

とらざるを以て故に釋より屯倉者天子之米廩也と
言やり 安閑 宣化の時ハ儲蓄大ニ備はり 孝徳
の朝ニ到て一百八十一所の屯倉セ停られ 文武慶雲
三年ニ始て義倉と号する本紀曰准令一位以下及
百姓雜色人等皆取戸粟以為義倉義倉之物給養窮民預
為儲備 按令義解曰分富賑貧 其情合義故曰義倉 養老三年九月六道遭早開
義倉賑恤之延喜式凡京職正稅義倉穀者省與主計主稅
共知出納 正稅主稅 義倉主計 其後 淡路帝常平倉と設るあり
ありあり 孝徳重祚藏漣を嫌ふは於是 光仁帝の寶
龜十一年より官倉と并省て國用と賑之の途と復興

せしめありしを畧曰古者人稠田少而有儲蓄由於節用也
今者地闢戸減而患不足由糜費也當今之時省官息役上
下同心唯農是務と云は是れ官の仕官と云は俸禄と云
は官職と解免と云は管田也と云は官の官負増
ハ能く少く田園荒れと云は官の省き費の是と努ん
ずと云同也と云は志と云は後と云はありてハ料所
と云ハ又財用と努る者のハ國家の利益と云は之に
其他の冗官閑職ハ徒の上の粟米と云はつゝ公使
乃た善ふれを以て治るの目と兼務を以てりよと云は
治る人の扶持と云はけきと云は武士の類を以てりよ

うたふまはるる魏書に祿賜穀帛人主之所以惠養吏民而
 為之司命若令有廢是奪其命といふり中葉亂國とあり
 且凶荒亦重りりよよ入るる重き租税も是も罷たらん
 ざふちとよもも多用とらざして三年の蓄はいつか
 もあくる年分の食を事欠もるる福多れハ義倉常事の
 儲ハおまをるる積あり年竟して金の入本は政のとも
 うまて河の海も波まげ秋津州も穀をふるふま理され
 ハ我 邦金銀衣食の甚小れとて給ちん小くは唯
 中域為ぬ魚し荀王制も王者富民霸者富士僅存之國富
 大夫とこそ入るる道或三線乃富は乃津みりはるるを

と同いよそハ同といふものあり凡和といハ雅樂
 の調子あり同ハいとちの巧みく覇者の控道あり和
 とは徳地乃ふとよそ自然ありといふ自然のあり
 での徳化といハやめや也山陰壘加曰 文武帝之置義
 倉也 淡路帝之敷常平也當時得入焉爾乎益茂聞於後
 世々按子隋書に長孫平義倉法ハ令民間每秋皆出粟麥
 一石以下貧富為差等儲之間里以備凶年又前漢書に常
 平倉ハ宣帝時年豊人利少大司農中丞耿壽昌上計令郡
 國皆築倉以穀賤時增其價而糴以利農穀貴時減其價而
 糶以利民とあり是漢の時ハ租税甚輕く米粒常に餘候

ありしむとにおのりしむるの儲蓄とゆふは是等禮
 月令の神倉漢藉田倉の善政にして三代聖人の遺法と
 して司馬溫公もとり又社倉ハ唐代も始り冊府元
 龜云唐高祖武德元年令州縣始置社倉按朱熹綱鑑易知錄
道四年民艱食朱熹請於府得常平倉米六百石賑貸此方
の百九十二石解其夏受粟於倉冬則加息計米以償前
後隨年斂散其息之半大饑則盡蠲之凡十有四年以
元數六百石還府見儲米三千一百石以為社倉不復收息
每后止收耗米三升其法以十家為一甲推一人為首五十
家則推一人通曉者為社首其逃軍及無行之士與有稅糧
衣食不缺者並不得入甲其應入甲者又問其願與不願願
者開具一家大小口若干大口一石小口五斗五歲以下者
不預置籍以貸之其以又宋范希文義田の法ハ以常稔之
淫惡不實還者有罰
 田千畝養濟羣族之人按宋の百畝より米百五十石ハ

千五百 擇族之長而賢者主其計而時其出納焉日食人一
石也 升此方の三合 歲衣人一縑嫁女者五十千再嫁者三十千
二勺又當 娶婦者三十千再娶者十五千葬者如再嫁之數葬幼者十
 千族之娶者九十口歲入給稻八百斛以其所入給其所聚
 仕而家居俟代者與焉仕而居官者罷其給云々凡希文の
 義田と陳高德の義莊のごとき士道の高義ふして仁愛
 の美事あり嘗寛文中會津彦土津靈社社倉法と行りし事
 了其時の家訓と社倉為民置之為永利者也歲饑則可
 發出濟之不可他用之とほるとりや按江川氏曰常平
 社倉ハ民飢と賑給するの法也最善といつども舊是

西地の遺風イタミ史シ人ニ何レもレされハ或ハ依怙偏執子クミの如
 出来て久しく行ふ事ニも但屯倉法ノの如クもレ設テ置キ
 漏レ子ハ似テりトいフも却テ整レ雜ノ弊ヲ止メしテ行フ決シ固シ
 儲ル日ハいクもレのレわり凡ハいフくノ蓄積ハ福徳トも
 子納ル重クなりハぬモて扱ル米トせり若シ積ル米トてハハ年
 より之斗ノ米ト蓄フ一斗重ク年ハ既ニ之升ハ少ク減シ寸
 多クのレあり是一年ノ中ニてさハ一石ハ既ニ一斗
 の損耗アリ況ヤ穀斛ノ米ヲれハ穀斛ノ費計ハ愈リ々
 ば故ニ植ル莖ヲ蓄ルおけハ行フ年ハ経クとハ短シはハ時
 小シ磨ル米ト做ルハ新穀ハ小シ重クなりト也
俗是と今磨るも御
前米とも滑るハ

穀ノ蓄ル
一斗あり
 ○或曰米ノ藁ハ濕地ヨリし乾地ハ米穀更ニも
里土ト穿テ遊ル水トお根下ニテ積ミ下ニ俵ノ腐ハるト
の潤ハあリけレ米ヨク保ルり又曰ハ飛マて米ハ更ニハ故米ト
新米ト漬込込ルるハあり故米更ニ乃氣残て新米ハ傳ハるト
必更ニもれハ故米ト拂出し跡ヲ掃除して風ト入火ト
焚テ濕氣とモいフ然ル新米ト漬込込ルるハ風ノ吹ぬくトしト
とモいフハ濕トもレ唐書ニ云常平倉粟藏九年米藏五年
下濕ノ地粟藏五年米藏三年とモいフれト粟藏下濕
の地ニ貯ルるハ風土トよりレ得ル古事記速ニ總
別王ノみテ梯ノ乃倉榜山とモいフ書紀ニ神庫

雖高也我能造梯豈煩登乎と云え今熱田神祠ハいみし
一の御倉作とつとと神庫乃事とてむりの倉廩生柱
とて高かりりる下學集宮又庫とつといハ其圍の
本と五年で代とるよし前の校倉の匠と併る今吾南島乃倉製
皆志つるもて方言ハ高倉とつり其柱の脚極て高く
一底浦と廣くもかし風とどけし且水難多嵐の患と防
くもつるし今嵐倉とつりと神武紀ハ高倉下とあると
是もておもひ合とつし主税式ハ穀倉精倉粟倉類倉
等の名ありツチノ蜜ハ即六蔵とて其址ハ漢とつりとの土蔵
ハ土屋とも土屋蔵とも呼いしとあり大如物伊子良
峯宗貞の少将

乃とつり行乃ハ五条新まで雨つり降るれハ荒とる
門ハかくれて見いふれハ凶者むりりある檢校屋の志
もよと土屋とつりとあつりこつりくもつり及建武式日
ハ毎盡錢の土倉とつり同追加ハ應永卅二年洛中洛外酒
屋土倉負物之事又親元日記文明中三條室町東北頗在
所事就一亂捨置之処今度焼失畢雖然土倉相残云々
西土收穀のあつりハ赤いあつりとおれし乾隆六年條制
又查京道各倉收貯米石每廩各置氣筒伍個洩米氣甚為
有益其氣筒の竹ハ毛竹伐用とつりえきりおれと沖漣
人子岡子唐ハ官廩ハ納るるも穀とつりチキリ杵秤とつり量取
る廩ハハそよとつりモシ番より度とつりおし入るる
其出入ハ蔵監之とつり檢察て秤子斗子おのく嚴重ハ量
同とつり又つりといつり又私ハ穀とつり蔵とつりハとつり一間

八寸許の穀は納金なり但米客たる
 里高米は儲けと云々
梅米穀と箱と納りてあはれ
 米穀は時き盛に戒むる所
 あり詩乃求千斯倉乃求萬斯箱格物論は
昔春而入土者升斗耳秋而登場者倉箱也
 此方にては
 稲は去里苞にて要積まよのは
稲は去里苞にて要積まよのは
 運動つて漏頭雨ありまきては
ハコエノカ
 俸之竊れはまよの患多し
ハコエノカ
 百里外一層の輸とのハまよりく
イタタ
 包あらぐハまよりく
カ
 かしらば
カ

貸稲書紀 ○伊良志とハ小まよりと大まよりの同あり現報電
 異記と息利といらしうまよりと訓里俗まよりなり

貸稲書紀 ○伊良志とハ小まよりと大まよりの同あり現報電
 異記と息利といらしうまよりと訓里俗まよりなり
 亦と何いといふは此のありあり又俗に登
 美と何いといふは此のありあり又俗に登
 酌あり貧者と富者とを言ふは此のありあり又俗に登
 貸税等乃中戸以下應與貸○朱鳥元年詔天下百姓由貧
 之而貸者皆免原是太平記時代の徳政なり
 問公私皆免原是太平記時代の徳政なり
 持統紀元年詔曰凡負債者自乙酉年以前物莫收利也若
 既役身者不得役利利子ハ子實とつて去りし今昔物
 類可為五文字米穀類可為六文字今幾分幾割といふ
 無盡錢建武 田乃毛志
 假貸 漢書倪寬傳為左内史收租時與民相假貸以故租
 不入又孝宣三年詔云流民還歸者假公田貸種食

以正稅後徵負人又是より前養老四年太政官奏望請比
年之間令諸國每年春初出稅貸與百姓繼其產業至秋熟
後依數徵納其稻既不息利令當年納足不得延引穀有逋
懸又曰百姓之間負稻者多緣無可還頻經歲月若致切徵
因即近散望請限養老二年以前無論公私皆從放免庶使
貧乏百姓各存家業是乎は六年餘歲は富饒餘餘何
との米穀と常儉也とく糶み出さしめ春ハ正稅
の稲と百姓は借あつと秋もむて返納やめて其利息
とは收あつとあつ時の急張を調へ民の係累減免りよ
しるの善政も出てその義倉の結とあつし唐柳仲郢凡

理藩府急於濟貧卹孤有水旱必先期假貸廩軍食必精豐
逋租必貫免館傳必增飾宴賓犒軍必華盛凡自處りハ
信約あして人と待りるよは華盛ある小事とくつと
番夫の能くする所よりとされハ凡先上下は限る人
は借用せざるよとせよよと懸ぶし尚儉撮要曰錢と借
里用の時ハ産を破るの善より成べきつけハ服新辛苦
して悪衣惡食と和忠の他借さるるよび若者もあつし
て財と借りよは朝夕ふよかあて早く返さるし始借り
し時の恩とわりの福もあらにせし借さるしかりくと
あ若不幸の中より出し往きよと家ハかり用てはく是

らざばまておし怒るべし人の幸若くは終へし終と
里周て匹をば一旦貧乏不我の利はとけとも是盜賊の
比と免れんは後其の地疎赤のがるるなり〇一村乃
申り高貴の士物力の百姓ありととの富那太夫の農圃
管治のなりとつこと何と是を農圃とていふ事
なく災は備ふる事なりともなきものなり一事は儉
いぬらるる田畠まるとも高戸へ物物して米穀と儲り
米穀とともとの租と償と理年よりとも償よりとも
ととの利息ともてれはぬと其の終りて後やと
のを治めたりかつては一村の窮民を治り高戸の者

乃奴隸のやうなまじりさればじり延喜二年停止買
取百姓田地舍宅占請閑地荒田格曰賂遺之所費田地遂
為豪家之莊軒構之所損民烟長失農業之地中八埏之地
有限百王之運無窮若削有限之壤常奉無窮之運則後代
百姓可得而耕乎とんえぬ或曰富民田質以典貧民は金
とかしうけ高利をぬて治りハかきか田地を治るは
よすハ派りて貧ハ派りて富もたせりハ田地の
持高一町不足民ハ貧派りて富派りて中
あは派りて中宵ハ賣買ハは任也ハ人の生理云十
とて派りてハ十よ六七貧富地は是なりと

小野岡
氏藏書

と回くそ息と地頭一兩きし志うれハ農民もつこま
おして互よりし終を宋王荆公青苗法の知行於一
邑則可不知行於天下不可也おとくあるものと何るを
らげ令曰凡外任官人不得將親屬賓客往任所及請占田
宅與百姓爭利國語云匹夫專利猶謂之盜凡田畑宅地と
おとて百姓と利得とまぬるを本先王の令禁
むる後及んては田宅の利を操可あるごとく士
類おとく商賈と利を争ふるを禁むるを
省は私かきおとくを

成形圖說卷之十終

